

第99期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

個 別 注 記 表

連 結 注 記 表

(平成30年4月1日から)
(平成31年3月31日まで)

株式会社 **東北銀行**

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 9年～30年

その他 5年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,530百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,081百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は243百万円、延滞債権額は16,326百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は200百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は324百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,094百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,086百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	16,209百万円
その他資産	6百万円
担保資産に対応する債務	
預金	3,473百万円
借入金	5,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、その他資産10,000百万円及び有価証券3,088百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金45百万円及び敷金10百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、205,800百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが199,334百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,780百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

10,255百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

481百万円

12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

4百万円

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

14. 関係会社に対する金銭債権総額

2,729百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額

2,154百万円

16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、95百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 628百万円

役務取引等に係る収益総額 26百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 9百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役務取引等に係る費用総額 86百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 244百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	東北保証サービス(株)	岩手県盛岡市	30	信用保証業務	所有 直接 100.00%	役員の兼任 当行各種ローンの信用保証	各種ローンの被保証	70,752	—	—
							被保証債務の履行によるローンの回収	60	—	—

(注) 1. 取引金額は、期末残高を記載しております。

2. 保証料は、各種ローンの債務者が上記子会社に直接支払っているほか、一部のローンについては、当行より支払っております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が過半数を有する会社(当該会社を含む)	(株)ラクウン	岩手県 紫波郡 矢巾町	26	運送業	被所有 直接 0.05%	資金の貸付	資金の貸付	292	貸出金	291
	(株)エスター モータース クール	岩手県 滝沢市	30	自動車 教習所	なし	資金の貸付	資金の貸付	249	貸出金	263
役員及びその近親者が過半数を有する会社	盛岡ガス(株)	岩手県 盛岡市	80	ガス事業	被所有 直接 0.11%	資金の貸付	資金の貸付	2,286	貸出金	2,190
						貸出金 利息の受取	貸出金 利息の受取	30	—	—
	盛岡ガス燃 料(株)	岩手県 盛岡市	12	小売・ 卸売業	被所有 直接 0.10%	資金の貸付	資金の貸付	63	貸出金	53

- (注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。
2. (株)ラクウン及び(株)エスターモータースクールは、平成30年6月22日付の当行取締役の退任に伴い、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については関連当事者であった期間の取引金額を、期末残高については平成31年3月31日の残高を記載しております。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。
3. 盛岡ガス(株)及び盛岡ガス燃料(株)は、当行取締役、監査役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

3. 減損損失

減損損失の判定に当たり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。

減損損失を計上した資産グループは、移転等の決定、システム関連資産の利用中止決定、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 5 か所	土地建物等	101
稼働資産	岩手県内	システム関連資産 1 件	その他の無形固定資産	9
稼働資産	東京都内	営業店舗 1 か所	建物等	29
合計				140

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額によっており、正味売却価額は路線価等に基づいて奥行価格補正等の調整を行って算出した価額等、合理的に算定された金額から処分費用見込額を控除して算定しております。また、利用中止決定したシステム関連資産については、回収可能価額を零としております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	37	1	－	38	(注)
合 計	37	1	－	38	

(注) 当事業年度増加株式数 1 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券（平成31年 3 月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券（平成31年 3 月31日現在）
該当ありません。
3. 子会社株式（平成31年 3 月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	－	－	－
合 計	－	－	－

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,081
合 計	1,081

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成31年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	3,067	2,128	938
	債 券	115,272	113,561	1,710
	国 債	18,526	18,049	476
	地 方 債	40,139	39,544	595
	社 債	56,606	55,967	638
	そ の 他	18,344	17,700	643
	小計	136,684	133,391	3,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	2,277	2,700	△422
	債 券	15,360	15,366	△5
	国 債	—	—	—
	地 方 債	1,761	1,764	△3
	社 債	13,599	13,601	△1
	そ の 他	21,478	22,178	△699
	小計	39,117	40,244	△1,127
合計		175,801	173,635	2,165

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	779
その他	288
合計	1,068

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	1,757	74	277
債 券	16,220	19	67
国 債	5,173	4	3
地 方 債	4,638	11	58
社 債	6,408	3	5
そ の 他	9,717	175	69
合 計	27,695	269	413

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,161百万円
退職給付信託設定額	685
減価償却損金算入限度超過額	230
有価証券償却否認額	93
その他	214
繰延税金資産小計	2,385
評価性引当額（注）	△1,028
繰延税金資産合計	1,357

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△656
前払年金費用	△194
その他	△1
繰延税金負債合計	△852

繰延税金資産の純額 504百万円

（注）貸倒引当金損金算入限度超過額の減少等に伴い、評価性引当額が131百万円減少しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,912円27銭
1株当たりの当期純利益金額	136円98銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	69円58銭

連結注記表

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社東北ジェーシービーカード

東北保証サービス株式会社

とうぎん総合リース株式会社

東北銀ソフトウェアサービス株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	9年～30年
その他	5年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,530百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

連結される子会社については、該当ありません。

7. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結される子会社については、該当ありません。

8. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

9. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社については、該当ありません。

12. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社については、該当ありません。

13. 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は243百万円、延滞債権額は16,353百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は214百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は324百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,136百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,086百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 16,209百万円

その他資産 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,473百万円

借入金 5,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、その他資産10,000百万円及び有価証券3,088百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金45百万円及び敷金14百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、211,832百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが205,366百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,780百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 10,586百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 481百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益108百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損307百万円を含んでおります。
3. 減損損失

減損損失の判定に当たり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。また、連結される子会社は各々独立した単位としてグルーピングを行っております。

減損損失を計上した資産グループは、移転等の決定、システム関連資産の利用中止決定、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 5 か所	土地建物等	101
稼働資産	岩手県内	システム関連資産 1 件	その他の無形固定資産	9
稼働資産	東京都内	営業店舗 1 か所	建物等	29
合計				140

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額によっており、正味売却価額は路線価等に基づいて奥行価格補正等の調整を行って算出した価額等、合理的に算定された金額から処分費用見込額を控除して算定しております。また、利用中止決定したシステム関連資産については、回収可能価額を零としております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	9,509	—	—	9,509	
第一種優先株式	4,000	—	—	4,000	
合 計	13,509	—	—	13,509	
自己株式					
普通株式	37	1	—	38	(注)
合 計	37	1	—	38	

(注) 自己株式における普通株式の当連結会計年度増加株式数 1 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成30年6月22日 定時株主総会	普 通 株 式	236百万円	25円	平成30年3月31日	平成30年6月25日
	第一種優先株式	3百万円	0.75円	平成30年3月31日	平成30年6月25日
平成30年11月12日 取締役会(注)	普 通 株 式	236百万円	25円	平成30年9月30日	平成30年12月10日
合 計		476百万円			

- (注) 第一種優先株式については、平成30年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト（平成29年度）」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト（平成29年度）」が0.00%であるため、第一種優先株式の配当については0円です。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの令和元年6月21日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
令和元年6月21日 定時株主総会	普 通 株 式	236百万円	利益剰余金	25円	平成31年 3月31日	令和元年 6月24日

- (注) 第一種優先株式については、平成30年7月9日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の「優先配当年率としての資金調達コスト（平成29年度）」に基づき算出しております。当該「優先配当年率としての資金調達コスト（平成29年度）」が0.00%であるため、第一種優先株式の配当については0円です。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行及び連結される子会社は、国内に限定した銀行業務を中心に、リース業務やクレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。主要な事業である銀行業務は、預金業務を中心とした資金調達により貸出金業務を行うほか、流動性確保のため安全性の高い有価証券等で運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、ヘッジ目的に限定したデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行及び連結される子会社が保有する資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託等であり、純投資目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク及び価格変動リスクに晒されております。

保有する負債は、資金調達の中心である国内の法人及び個人からの預金为主であり、予期せぬ預金の流出により資金確保が困難になる等の流動性リスク及び金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行は、リスクの分散を基本とし、リスクに見合った収益力ある与信ポートフォリオの構築を目指した信用リスク管理を行っております。取引先への融資の審査判断については、内部基準で定められた決裁権限により、比較的风险が大きい融資は本部の審査専門部署や経営による審査判断が実施される態勢としております。

また、財務内容や返済の状況等の信用度に応じて取引先を区分する信用格付を実施しており、格付区分ごとのリスクの状況に基づいて信用リスクを定量的に把握しております。信用リスクの定量化は四半期ごとに実施しており、計測したリスク量については、自己資本を原資として配賦したリスク管理枠に収まるようALM委員会において管理しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当行では、資金の運用調達期間の不一致による金利リスクについて、統計的な手法により定量的に把握しており、月次で計測したリスク量は、他のリスク量と合算のうえALM委員会で管理しております。

各種リスクを適切にコントロールするため、取締役会において決定している統合的リスク管理方針に基づき、自己資本を原資として主要なリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）にリスク資本を配賦して設定するリスク管理枠を定めております。

月次開催のALM委員会では、定量的に把握したリスク量が、前述のリスク管理枠に収まるよう管理しており、リスクと収益との状況を考慮したうえで、必要に応じ金利リスクの低減手法を導入しリスクコントロールを図る一方、新たなリスクテイクの方針を決定するなど、機動的かつ効率的な業務運営に努めております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当行では、配当収入及び値上り益の獲得、並びに有価証券ポートフォリオにおける金利リスクの相殺を主な目的として株式等への投資を行っており、投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しと価格変動リスクの影響等を考慮し、期初のALM委員会において決定するほか、月次のALM委員会においても、リスクの状況等に応じ随時見直しを行う体制としております。

株式等の価格変動リスクについては、債券を含む投資有価証券全体について、株価や市場金利等の各リスク要因間の相関を考慮したうえで、市場部門のリスク量として一体で計測しております。

計測した市場部門のリスク量は、自己資本を原資として配賦したリスク管理枠に収まるようALM委員会において管理しております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ目的に限定し取引を行っております。ALM委員会においてデリバティブ取引の運用状況の報告及び取組方針の決定を行い、これを受けて取引限度額、取引手続き等を定めた行内規程に基づき取引を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預け金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」が対象となります。当行では、これらの金融資産、金融負債について、VaR（観測期間5年、保有期間240日、信頼区間99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量とし、市場リスクの定量的分析を行っております。市場リスクのリスク量の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債について、それぞれ各種リスクファクターに対する感応度を用いて算定しております。平成31年3月31日現在、市場リスク量は、7,226百万円となります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理に関しては、資金管理部署である市場金融部が対外的な資金決済状況を一元的に把握し、資金繰りのリスクの抑制に努めております。また、月次のALM委員会においても、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	58,950	58,950	—
(2) コールローン及び買入手形	30,000	30,000	—
(3) 有価証券 その他有価証券	175,804	175,804	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*）	568,667 △2,973		
	565,693	567,944	2,251
(5) 外国為替	796	796	—
資産計	831,244	833,495	2,251
(1) 預金	808,707	808,743	36
(2) 譲渡性預金	300	299	△0
(3) 借入金	5,936	5,772	△163
負債計	814,944	814,816	△127
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は満期のない預け金のみであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、固定金利によるものは元利金の合計額を、変動金利によるものは金利更改日までの元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（＊1）	784
②組合出資金（＊2）	288
合計	1,073

(＊1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(＊2) 組合出資金は投資事業有限責任組合等への出資金であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	45,135	—	—	—	—	—
コールローン及び買入 手形	30,000	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のう ち満期があるもの	21,437	49,343	24,729	33,413	22,082	11,047
貸出金(※)	86,499	88,702	82,438	62,156	66,174	124,788
合計	183,071	138,046	107,167	95,569	88,256	135,836

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない16,570百万円、期間の定めのないもの41,337百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	784,443	20,177	3,265	421	399	—
譲渡性預金	300	—	—	—	—	—
借入金	5,018	57	99	101	151	508
合計	789,762	20,234	3,364	523	551	508

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 3,069円14銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 95円92銭